

1 人街条例及びバリアフリー法の現状

- 人街条例（1994 年制定）では、特定の建築物についてバリアフリー措置を義務付け、着工前の建築計画に基づき、指導・助言を行っている。
- バリアフリー法（2006 年制定）は、特別特定建築物についてバリアフリー措置を義務付け、建築確認審査の対象としている。
- また、バリアフリー法は、**条例によりバリアフリー措置を義務付ける建築物の追加や規模の引き下げ及び義務基準の追加をすることができる**としている（委任条例の制定）。

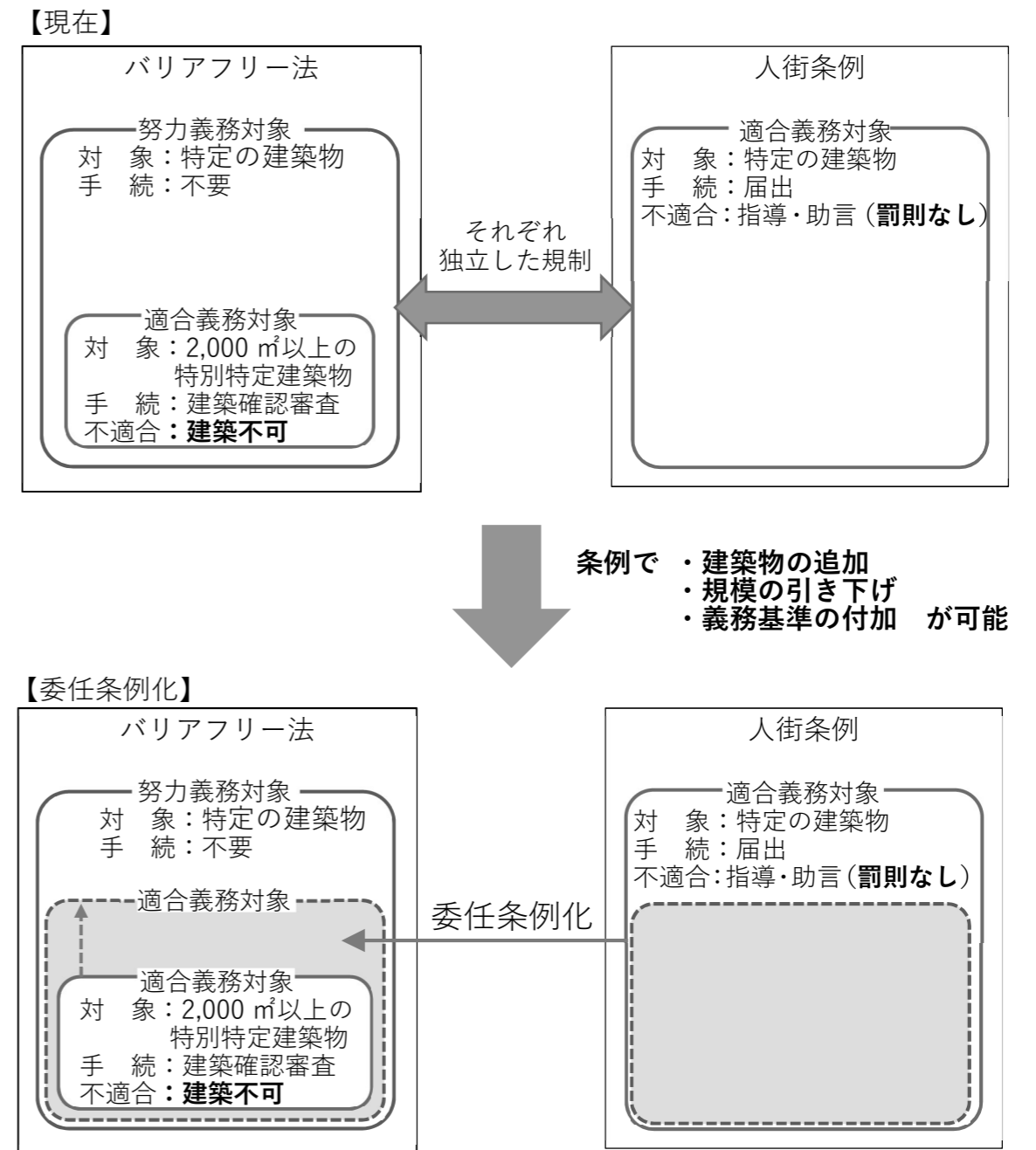
**【バリアフリー法 抜粋】**  
**（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）**  
**第十四条** 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含み。以下この条において同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（以下この条において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。  
**3** 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前二項の規定のみによつては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める**特定建築物を追加し、第一項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。**

2 委任条例化で期待される効果

- 実効性の向上**  
 建築確認審査の対象となるため基準適合の実効性が向上（罰則あり）する。
- 事務の合理化**  
 建築確認審査に一本化されることにより、事業者、行政庁の負担が軽減される。

**【これまでに委任条例化した14都府県一すべて2015年までに制定】**  
 東京都、京都府、熊本県、石川県、岩手県、徳島県、鳥取県、山形県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、大分県及び長野県

（委任条例化のイメージ）



特定の建築物：多数の者が利用する建築物  
 特別特定建築物：不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

### 3 これまでの検討経緯

- 2014年度 推進委員会 委員から委任条例の検討についてのご意見
- 2015年度 検討開始
- 2018年度 推進委員会 検討案の基本的な考え方を提示
- 2019年度 検討継続

#### 【検討案の基本的な考え方】

全ての規模の建築物に対し規模に応じた整備基準を設定している人街条例を、**整備基準を変更することなくそのまま委任条例化し、手続きについても建築確認申請に一本化する。**

#### 【検討案のイメージ】

条例（届出による指導）

0㎡—	100㎡—	1,000㎡—	2,000㎡—
①敷地内の通路			
②建物の出入口の構造			
		③居室の出入口の構造	
		④廊下の構造	
		⑤階段の構造	
		⑥EVの設置	
		⑦車いす便所の設置	
		⑧点字ブロックの設置	
		⑨オストメイトの設置	

バリアフリー法（建築確認による審査）

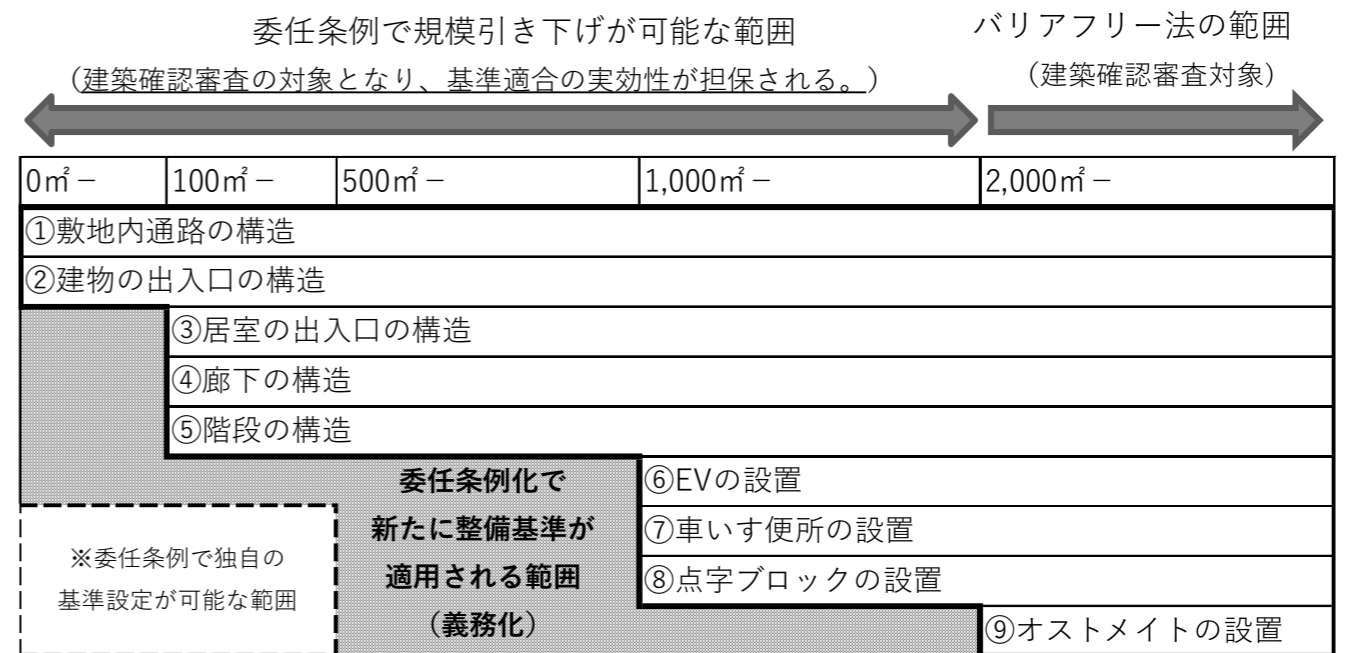
0㎡—	2,000㎡—
①敷地内の通路	
②建物の出入口の構造	
③居室の出入口の構造	
④廊下の構造	
⑤階段の構造	
⑥EVの設置	
⑦車いす便所の設置	
⑧点字ブロックの設置	
⑨オストメイトの設置	

人街条例の  
基準をそのまま  
委任条例化

### 4 現在の状況

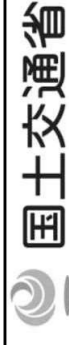
- 2020年度のバリアフリー法の改正において、委任条例により**規模を引き下げた場合でもすべての法基準が原則適用※**されることが明らかとなり、3で示した**検討案による委任条例化は不可能**となった。
- 具体的には、小規模な建築物に配慮し整備基準を段階的に設定している人街条例に対し、**新たに整備基準が適用される部分が生じる（義務化）**。また、**いずれの規模で設定しても新たに整備基準が適用される部分が生じるため、事業者の影響等の課題の整理をあらためて行っている。**

#### 【委任条例化で適用される整備基準のイメージ】



※現在のところ、委任条例化を促進するための法改正を受け、500㎡未満の建築物の規制を緩和した条例の制定又は改正を行った都道府県はない。

# バリアフリー法(建築物分野)の概要



## 特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」「共同住宅」「工場」など

## 特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗」「不特定かつ多数の者が利用する官公署」「飲食店」「サービス業を営む店舗」など

※条例により、特別特定建築物に特定建築物の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合努力義務

2,000㎡以上(公衆便所については50㎡以上)の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への適合義務

※条例により、面積要件の引下げが可能

## 建築物移動等円滑化基準【令第10条～第24条】【最低限のレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために必要な建築物特定施設※2の構造及び配置に関する基準  
(例)・車椅子使用者と人がすれ違える廊下幅を1以上確保 ・車椅子使用者用のトイレがひとつはある など

※2:出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、ホテルの客室、敷地内通路、駐車場等を指す。

※条例により、必要な事項の付加可。また、500㎡未満の建築物に対する建築物移動等円滑化基準の一部を規模等に応じて設定可

## 建築物移動等円滑化誘導基準【省令】【望ましいレベル】

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設※3の構造及び配置に関する基準。(※3:義務づけの対象ではない)  
(例)・車椅子使用者同士がすれ違える廊下幅の確保 ・車椅子使用者用のトイレが必要ない階にある など

計画の認定【法第17条】(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、「シンボルマークの表示制度」、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

# 小規模建築物に対応した移動等円滑化基準の整備による条例制定の促進 国土交通省

## 制度概要 (バリアフリー法)

○建築主等が、2000㎡以上の特別特定建築物を建築するときは、「建築物移動等円滑化基準」(利用居室までの経路のバリアフリー化、出入口、廊下、エレベーター、便所等のバリアフリー基準)に適合させなければならない。

○地方公共団体は、適合義務の対象となる建築物の規模を、条例で2000㎡未満で別に定める※ことができる。

※適合させる基準は、2000㎡以上の特別特定建築物と同じ水準(上乘せは可能だが、緩和はできない)

## 改正の背景・課題

○現行の建築物移動等円滑化基準は、全国一律で適合義務のかかる2000㎡以上の特別特定建築物を想定した基準となっており、条例で適合義務の対象となる建築物の規模を引き下げた場合でも、一律に同じ基準が適用される。

※(例)規模の大小に関わらず、一律の通路幅が必要等

○このため、小規模な建築物においては過度な負担となる場合があり、結果として、条例制定による対象規模の引き下げが進みにくくなっている。

## 政令の改正内容 (令和3年10月1日施行)

○条例で500㎡未満の規模の建築物を義務付け対象とする場合に、その規模に見合った「建築物移動等円滑化基準」を柔軟に設定できるよう見直す※。

※500㎡～2000㎡の規模を設定した場合は従来どおり

➢ 高齢者、障害者等が利用する居室までの経路の一以上は、バリアフリー化(段差の解消、出入口の幅・通路幅の確保等)

※ 幅の例：通路の幅員90cm (中大規模の場合は120cm)

➢ 車椅子使用者便所や車椅子使用者駐車場の基準は、地域の実情に応じて、地方公共団体が条例で定めることが可能。